

## 2019年全国家計構造調査「家計収支に関する結果」 滋賀県の概況



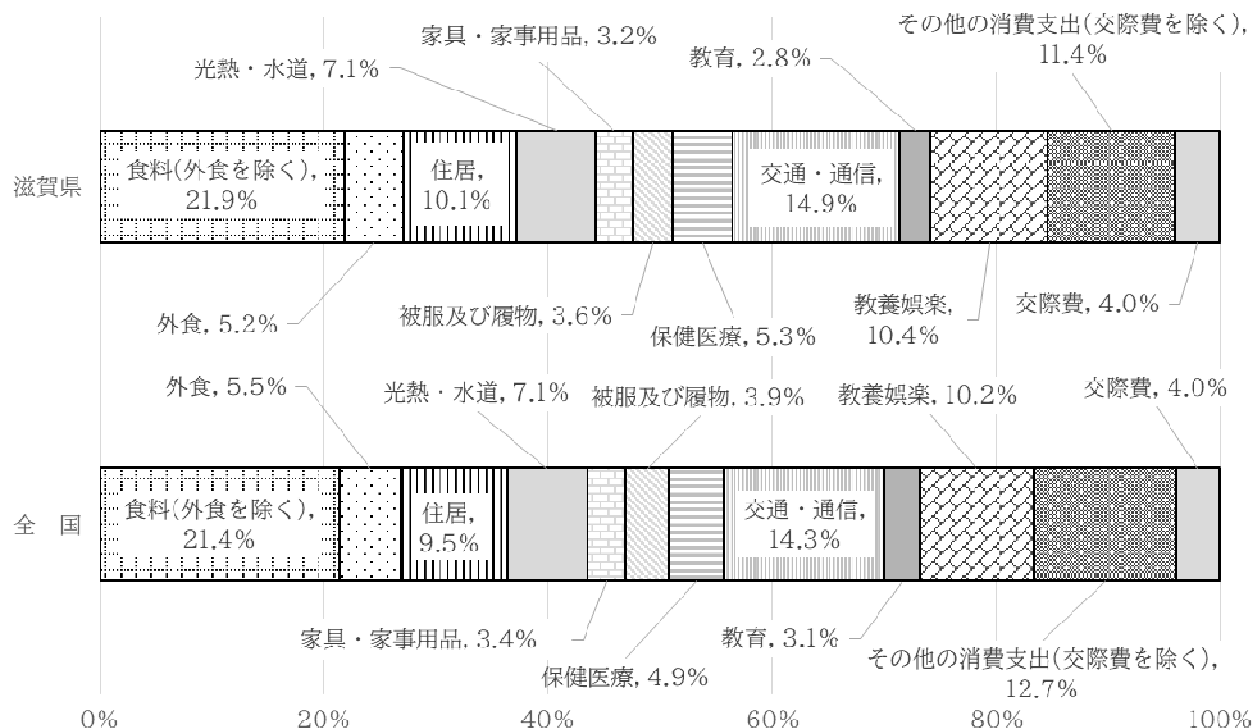
### 1 消費支出の概況

総世帯の1世帯当たり、2019年10月・11月の1か月平均消費支出（以下「消費支出」という。）は、240,856円であった（全国平均は237,091円）。全国と比較して約3,800円多くなっている。

滋賀県の費目別購入割合をみると、「食料（外食を除く）」（21.9%）、「交通・通信」（14.9%）、「その他の消費支出（交際費を除く）」（11.4%）が高い。

また、全国と比較すると、大きな差はないものの、「食料（外食を除く）」、「住居」、「保健医療」、「交通・通信」、「教養娯楽」の割合が全国より高くなっている。

図1 費目別消費支出の割合（総世帯）

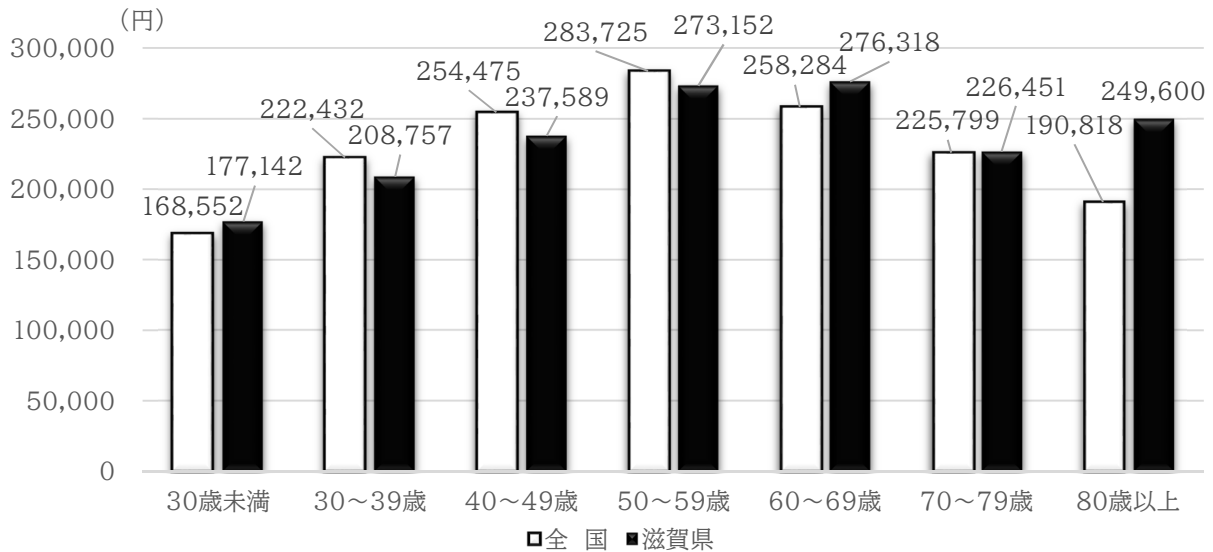


## 2 世帯主の年齢階級別みた消費支出

総世帯の消費支出を世帯主の年齢階級別にみると、30歳未満が177,142円（全国は168,552円）、30歳代が208,757円（全国は222,432円）、40歳代が237,589円（全国は254,475円）、50歳代が273,152円（全国は283,725円）、と年齢階級が高くなるにしたがって多くなり、60歳代の276,318円（全国は258,284円）をピークに、70歳代が226,451円（全国は225,799円）、80歳以上が249,600円（全国は190,818円）となっている。

滋賀県では60歳代が最も多いが、全国は50歳代が最も多くなっている。

図2 世帯主の年齢階級別消費支出(滋賀県・全国 総世帯)

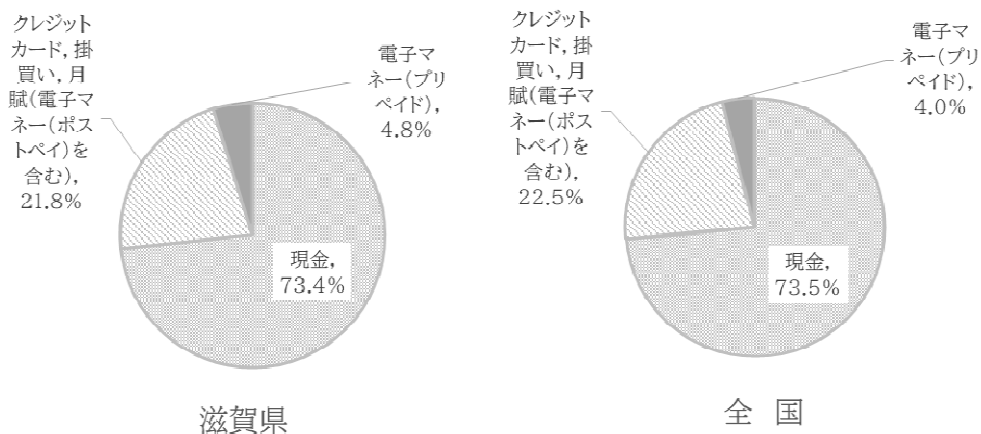


## 3 購入形態別みた消費支出

総世帯の消費支出を購入形態別にみると、現金のほか口座振込による支払い等を含めた支出（以下、単に「現金」という。）は、176,694円で、消費支出全体（240,856円）の73.4%を占めている。「クレジットカード、掛買い、月賦（電子マネー（ポストペイ）を含む）」は、52,567円で21.8%、「電子マネー（プリペイド）」は、11,594円で4.8%となっており、全国平均とほぼ同様の傾向である。

なお、都道府県別で「クレジットカード、掛買い、月賦、電子マネー」での支払いが最も高いのは、千葉県の31.2%であり、鹿児島県が14.9%と最も低い。

図3 購入形態別支出の割合(総世帯)



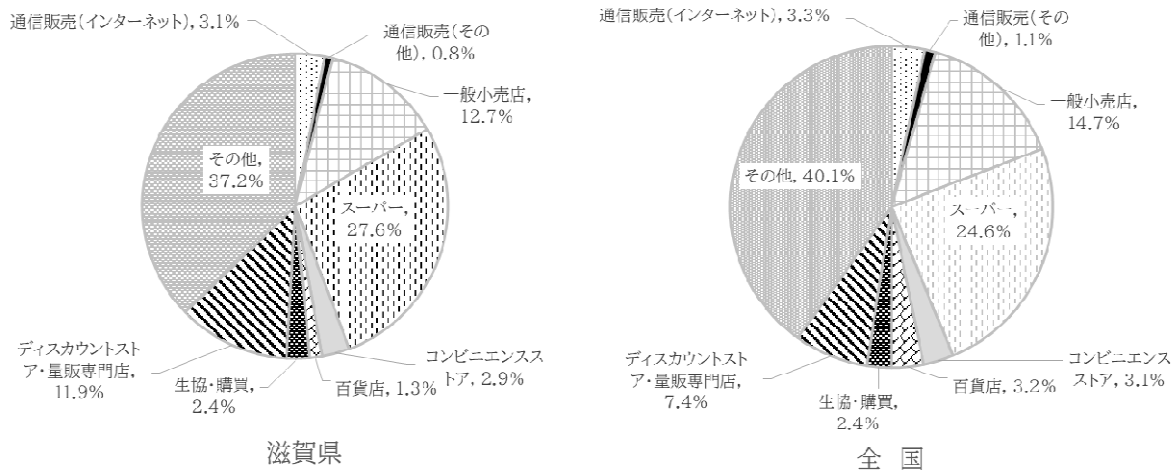
#### 4 購入先別にみた消費支出

総世帯の消費支出を購入先別にみると、「その他」を除いて最も多い支出金額は、「スーパー」で 27.6% を占めている。(全国は 24.6%)

次いで、「一般小売店」は、12.7%、(全国は 14.7%)、「ディスカウントストア・量販専門店」11.9% (全国は 7.4%) となっている。

なお、都道府県別「通信販売(インターネット)」での購入割合は、東京都が 6.0%と最も高い。

図4 購入先別消費支出の割合(総世帯)

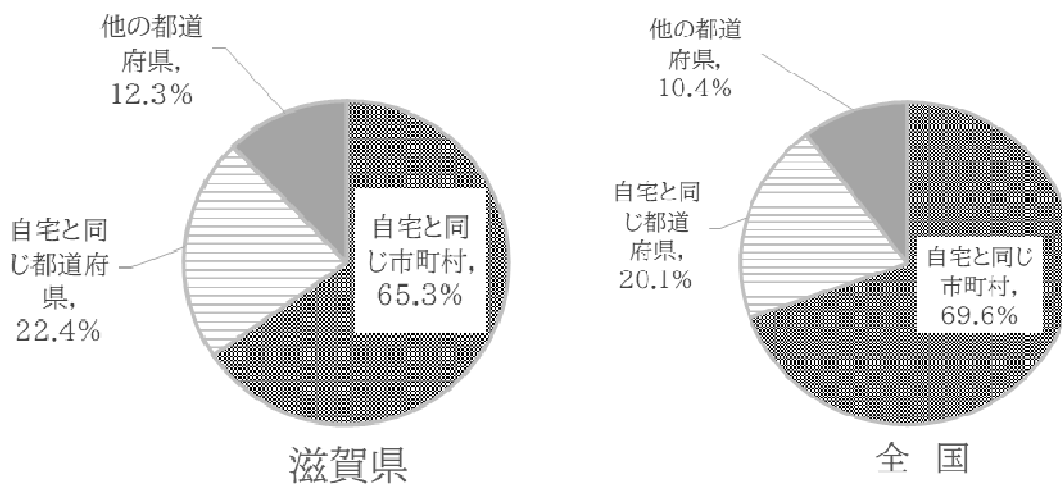


#### 5 購入地域別にみた消費支出

総世帯の消費支出を購入地域別にみると、「自宅と同じ市町村」が 65.3%と最も多くなっている。

「他の都道府県」で購入する割合は、12.3%と全国(10.4%)より高くなっている。なお、都道府県別全国第1位は奈良県の 19.1%であり、北海道が 2.5%と最も低い。

図5 購入地域別消費支出の割合(総世帯)



\* 「通信販売(インターネット)」や「通信販売(その他)」による支出は、購入地域を調査していないため、「消費支出」から除いている。

## 2019 年全国家計構造調査における用語の解説

### 1 世帯主

名目上の世帯主ではなく、一緒に住んでいて、かつ「家計上の主たる収入を得ている人」のことをいう。

### 2 世帯人員

世帯主とその家族のほかに、家計を共にしている同居人、家族同様にしている親戚、住み込みの家事使用人、営業使用人なども含めた世帯員の人数をいう。家族であっても別居中の人、家計を別に行っている間借人などは含めない。

### 3 世帯の種類

「二人以上の世帯」か「単身世帯」（世帯員が一人のみの世帯）かのいずれかにより分類しており、これらを合わせたものが「総世帯」である。

### 4 世帯区分

世帯主の就業状態によって「勤労者世帯」、「無職世帯」及び「その他の世帯」に分類される。

勤労者世帯.....世帯主が会社、官公庁、学校、工場、商店などに勤めている世帯

無職世帯 .....世帯主が無職の世帯

その他の世帯.....勤労者世帯および無職世帯以外の世帯

※ 世帯主が社長、取締役、理事など会社団体の役員である世帯は、「その他の世帯」とする。

### 5 世帯主の職業

世帯主が実際にしている主な仕事の内容によって、労務作業、職員（民間・官公）、個人営業（個人経営者・農林漁業従事者など）、その他（法人経営者など）などに分類した。

### 6 収入と支出

収入は、勤め先収入や事業・内職収入などの「実収入」、預貯金引出、クレジット購入などの「実収入以外の受取（繰入金を除く）」および「前月からの繰入金」の三つに分類される。

支出は、いわゆる生活費である「消費支出」、税金、社会保険料などの「非消費支出」（「消費支出」と「非消費支出」を合わせて「実支出」という。）、預貯金預け入れ、借入金返済などの「実支出以外の支払（繰越金を除く）」および「翌月への繰越金」の四つに分類される。

### 7 収支項目分類

家計における収支を分類するための分類体系をいう。2019 年全国家計構造調査の収支項目分類は、2020 年 1 月改定の家計調査の分類を基に作成している。

消費支出については、「品目分類」と「用途分類」の二つの体系があるが、全国家計構造調査では品目分類を基本としている。ただし、交際費を別掲とし、用途分類による値を大分類（費目）で再現できるようにしている。

## 8 品目分類と用途分類

消費支出は、品目分類と用途分類の2体系に分類されている。品目分類は、世帯が購入した商品及びサービスを、同一商品は同一項目に分類する方法である。用途分類は、商品およびサービスを世帯内で使うか、世帯外の人のために使うかによって大別し、世帯内で使う分については品目分類によって分類し、世帯外の人のために使う分のうち、贈答と接待に使う分は「交際費」として分類し、それ以外の分は世帯内で使う分と合わせて分類する方法である。

## 9 可処分所得

「実収入」から税金、社会保険料などの「非消費支出」を差し引いた額で、いわゆる手取り収入のことをいう。

## 10 購入形態

世帯で購入した品目について、品目ごとにその支払い方法（「現金」、「クレジット・掛買い・月賦」、「電子マネー」等）を家計簿に記入する方法で調査した。

なお、集計上の「現金」には、支払い方法で「現金」、「ポイント」、「商品券」、「デビットカード」、「口座間振込等」および「自分の店の商品」とされたもののほか、自動引落としによる支払のうち「クレジット・掛買い・月賦」に該当しない支出を含めている。

## 11 購入先

購入先は、世帯で購入した品目について、品目ごとにその購入先を家計簿（11月分のみ）に記入する方法で調査した。なお、保険の掛金、こづかい、贈与金および口座自動引き落としによる支出等については購入先を調査していない。購入先の分類基準は下表のとおりである。

	購入先	分類基準
通信販売	1 通信販売（インターネット）	インターネット上で注文を行い、品物を購入又はサービスの提供を受ける形態（いわゆるネットショッピング）をいう。
	2 通信販売（その他）	「1 通信販売（インターネット）」以外で、新聞・雑誌、ラジオ・テレビ、カタログ等で広告し、郵便、電話等で注文を行い、品物を購入またはサービスの提供を受ける形態をいう。
店頭販売	3 一般小売店	次の「4 スーパー」～「8 ディスカウントストア・量販専門店」以外の小売店をいう。例えば、個人商店、ガソリンスタンド、書店、雑貨店、高級ブランドショップ、新聞小売店、チケットショップなどをいう。
	4 スーパー	食品、日用雑貨、衣類、電化製品など、各種の商品を、セルフサービスで販売する小売店をいう。
	5 コンビニエンスストア	食品を中心に、家事雑貨、雑誌など各種最寄り品を取りそろえ、セルフサービスで販売しており、店舗規模が小さく、24時間または長時間営業を行う小売店をいう。
	6 百貨店	衣・食・住にわたる各種の商品を主に対面販売により販売しており、常時50人以上の従業員のいる小売店をいう。
	7 生協・購買	組合員の出資によってつくられている生活協同組合、農業協同組合や会社、官公庁が職員のために設けている購買部をいう。
	8 ディスカウントストア・量販専門店	店頭商品を原則的に全品値引きして安い価格を売り物としている小売店、家電や衣料品（ファストファッションを含む。）などの量販専門店、主に医薬品や化粧品を販売しているドラッグストア、均一価格で多様な商品を販売する小売店や格安チケットショップなどをいう。
その他	9 その他	上記以外の店、例えば、美容院、クリーニング店、間屋、市場、露店、行商、リサイクルショップなどをいう。また、飲食店（レストラン・ファーストフード・居酒屋等）や自動販売機、電気料金や都市ガス料金などの支払もここに含める。

## 12 購入地域

購入地域は、世帯で購入した品目について、品目ごとにその購入地域（「同じ市町村」、「他の市町村（県内）」、「他の市町村（県外）」）を家計簿（11月分のみ）に記入する方法で調査した。なお、預貯金の引出と預入、保険掛金、有価証券の購入や掛買い、月賦による代金の支払、通信販売での購入等については調査を行っていない。